

# 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 上里町

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.7 %
全職員	80.8 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	(該当なし) %
本庁課長相当職	97.8 %
本庁課長補佐相当職	95.8 %
本庁係長相当職	96.7 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	66.8 %
31～35年	89.7 %
26～30年	99.6 %
21～25年	94.5 %
16～20年	91.5 %
11～15年	91.2 %
6～10年	93.7 %
1～5年	88.9 %

### 【説明欄】

#### 1 任期の定めのない常勤職員について

勤続年数別1～5年においては、他自治体からの割愛人事異動者等が含まれており、その影響を除いた場合の、男性に対する女性の給与の割合は101.2%である。

#### 2 任期の定めのない常勤職員以外の職員数について

会計年度任用職員のうちパートタイム会計年度任用職員は所定勤務時間(7.75時間/日)、所定勤務日数(5日/週)を用いてフルタイム任用職員に換算して算出した。

例：31時間/週(7.75時間/日、4日/週) 勤務の場合→31時間÷38時間45分=0.80月・人

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。